

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務実施場所の外への持出禁止)

第5条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、業務実施場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 乙は、業務の全部を一括して、又は業務委託仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

(資料の返還等)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又

は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10条 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び山鹿市個人情報保護条例（平成19年山鹿市条例第27号）第54条又は55条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知するものとする。

(報告及び検査)

第11条 甲は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、実地の監査、調査等を行うことができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

(指示等)

第12条 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第13条 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために乙が取り扱う個人情報について、乙の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が発生した場合。
- (2) 情報の漏洩など法令に抵触する行為により、甲及び被保険者等に対し損害を発生させた場合。
- (3) その他、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められる場合。